

議 第 54 号

令和 6 年 2 月 19 日提出

熊本市水道条例の一部改正について

熊本市水道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市水道条例の一部を改正する条例

熊本市水道条例（昭和 33 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項及び第 36 条の 2 第 2 項ただし書中「第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令」を「第 16 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）の施行による水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

改正後（案）	現行
○熊本市水道条例〔上下水道局総務課〕 （給水装置の新設等の申込み） 第10条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 【略】 （給水装置の基準違反に対する措置）	○熊本市水道条例〔上下水道局総務課〕 （給水装置の新設等の申込み） 第10条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 【略】 （給水装置の基準違反に対する措置）
第36条の2 1 【略】 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法<u>第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 3 前項ただし書の規定による確認に要した費用は、所有者又は使用者の負担とし、当該費用の算出方法については、管理者が別に定める。	第36条の2 1 【略】 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法<u>第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 3 前項ただし書の規定による確認に要した費用は、所有者又は使用者の負担とし、当該費用の算出方法については、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○水道法新旧対照表（熊本市水道条例が引用する条項部分抜粋）

新	旧
（給水装置工事） 第十六条の二 （略） 2 （略） 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。	（給水装置工事） 第十六条の二 （略） 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。
第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、<u>国土交通省令</u>で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、<u>国土交通省令(簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令)</u>の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者の検査を受けなければならない。	第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、<u>厚生労働省令</u>で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、<u>厚生労働省令</u>の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は<u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

※ 網掛け部分は引用条例（熊本市水道条例）の要改廃に影響なし